

【基本理念】

静東教育事務所は、
学校現場に最も近い、県教育委員会事務局の執行機関として、教育を社会全体
で進めていくことを踏まえ、

予測が困難な時代を、たくましく、しなやかに、共に生き抜く児童生徒
の育成に資する教職員、学校、市町教育委員会の支えとなること

を基本理念として事務・事業を行います。

【基本方針】

事務・事業を行うに当たっては、
以下の2点を基本方針として、教職員、学校、市町教育委員会の支援に当たり
ます。

○児童生徒が主体となって学ぶ魅力あふれる学校づくりに向けて、授業を
中心に、教育内容の質の向上を目指した改善・充実に支援します。

○経営資源を有効に活用した有機的な学校経営をねらいとして、学校内外
の組織及び個人の活用、行政機関としての予算や施策の執行も含め、経営
機能の質の向上を目指した改善・充実に支援します。

【留意事項】

また、以下の3点を踏まえたものとなるよう留意します。

- ・ 事務局内部組織規則第3章(第34条～第52条)に示された所掌事務の遂行を
業務の基本とする。
- ・ 次に示す国や県の教育施策を踏まえた事務・事業の執行を行う。
 - ①学習指導要領
 - ②ふじのくに「有徳の人」づくり大綱
 - ③静岡県教育振興基本計画
 - ④平成31年度静岡県教育委員会「教育行政の基本方針」
- ・ 義務教育課をはじめとする県教育委員会事務局各課及び総合教育センター
、並びに市町教育委員会との連携を十分に図ると共に、市町教育委員会が
主体的かつ責任をもって自立的に学校支援を行えるよう配慮する。